

県庁 イラストコラボ × 県立神奈川工業高等学校

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部改正により

土地所有者の 責務(必ずやるべきこと) が強化されます!!

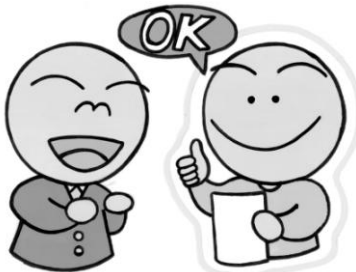
神奈川県からのお知らせ

平成24年10月1日から施行

適切な土砂埋立行為を実現するため、同意前に
計画内容などをしっかりチェックしましょう!!

何が必要?土地所有者が必ずやるべきこと!!

その1



申請内容はしっかり理解して同意しましょう!

その2



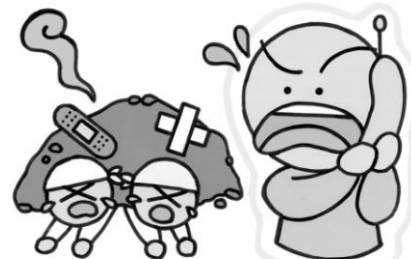
3か月に1回は施工状況を確認しましょう!

その3



違反を発見したら速やかに県に報告しましょう!

その4



土砂の崩落等が発生したら速やかに県に通報しましょう!

問い合わせ先: 神奈川県県土整備局事業管理部建設リサイクル課: 045-285-3203

横須賀土木事務所	: 046-853-8800	厚木土木事務所津久井治水センター	: 042-784-1111
平塚土木事務所	: 0463-22-2711	県西土木事務所	: 0465-83-5111
藤沢土木事務所	: 0466-26-2111	県西土木事務所小田原土木センター	: 0465-34-4141
厚木土木事務所	: 046-223-1711	横浜川崎治水事務所	: 045-411-2500
厚木土木事務所東部センター	: 0467-79-2800	横浜川崎治水事務所川崎治水センター	: 044-932-7211

このチラシのイラストは、県立神奈川工業高等学校デザイン科の生徒の皆さんの御協力を得て作成しました。

所有地の適正な管理のために土地所有者が『必ずやるべきこと』のチェックポイント!!

- 同意は、計画内容やリスク、条例上の義務を確認して行いましょう!!
 - ※ 埋立てを行う者の不履行・瑕疵などがある場合の責任について、あらかじめ契約しておくことも大事です!!
- 許可を受けた者からの許可内容や着手・(廃止)完了届の通知をしっかり確認し、計画の履行状況を把握しましょう!!
- 工事着手後、3か月に1回は施工状況の確認をしましょう!!
- 許可内容と明らかに異なる土砂埋立行為等を確認したら、所定の様式で速やかに県に報告しましょう!!
- 土砂の崩壊、流出その他の災害の発生・おそれを知ったら、速やかに県に通報しましょう!!

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第8条第2項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（略）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項（第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第25条第2項において準用する同条第1項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（略）

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条の規定に違反して土砂を搬入した者

(2) 第26条の3第2項の命令に違反した者